

岡崎市会計年度任用職員採用選考募集案内

令和6年度に採用するパートタイム会計年度任用職員（保健師）の選考を次のとおり実施します。

1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員 (保健師：ショートパート)
職務内容	成人保健及び母子保健業務の補助など
募集人数	1人
応募要件	次の条件を満たしている人 ・ 保健師の免許の資格を取得している人又は採用日までに取得見込みの人 ・ 普通自動車運転免許を取得している人 ・ パソコン（Word、Excel）の操作ができる人

※ 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人又は「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人は、応募できません。ただし、次のいずれかに該当する人は応募できます。

- ・ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人で、「2 任期」に掲げる任期までに任期が満了する予定のもの
- ・ 任用されている又は任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて1日当たり7時間45分未満かつ週当たり38時間45分未満の人

2 任期

任用の日 ～ 令和7年3月31日

(任用の日から原則1月の間は条件付採用期間となります。)

※ 任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

3 勤務場所等

- (1) 勤務場所 岡崎市保健所（岡崎げんき館 2 階）

※ 異動があった場合は、任期途中で勤務場所が変更となる可能性があります。

- (2) 受動喫煙防止措置 敷地内禁煙

4 勤務時間等

- (1) 始業、終業の時刻

8 時 30 分から 17 時 15 分までの間で健康増進課長が指定する時間

- (2) 休憩時間

勤務時間が 6 時間を超える場合は 60 分

- (3) 週休日

毎週日曜日及び土曜日、所属長が勤務時間を割り振らない日、並びに祝日法による休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

- (4) 所定時間外勤務 有

※ ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限る。

5 給与等

- (1) 給与

ア 報酬（令和 6 年 1 月 10 日時点）

時間額 1,421 円

イ 期末手当 無

- (2) 費用弁償（交通費）

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

※ その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

6 加入保険等

- (1) 雇用保険

加入なし

- (2) 健康保険（共済組合）及び厚生年金

加入なし

- (3) 災害補償

労働者災害補償保険法に基づく補償の適用あり

7 応募方法

次の書類を作成し、「9 問合せ先」へ持参又は郵送で提出してください。

- (1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書
写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽、正面向、上半身で3箇月以内に撮影したものを貼付して提出してください。）
- (2) 岡崎市会計年度任用職員採用選考用作文用紙
別添の岡崎市会計年度任用職員採用選考用作文用紙に、必ず本人が自書し提出してください。
- (3) 既に保健師の免許を有している人は、免許取得を証明する書類の写し
※ 提出書類は一切お返しできません。
※ 持参する場合は土曜日及び日曜日、祝日法による休日並びに年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。
※ 採用者が募集人数に達し次第、募集を終了させていただきます。

8 選考方法及び選考結果

- (1) 選考方法
提出書類及び面接により選考します。面接の日程については書類提出後連絡します。
- (2) 選考結果
選考結果は、合格・不合格を問わず本人宛に通知します。
※ 保健師の免許を取得見込みで申込みをされた人は、採用日までに当該免許取得を証明する書類の写しを提出していただきます。なお、採用日までに免許を取得できなかった場合は、採用を取り消します。

9 問合せ先

444-8545 岡崎市若宮町二丁目1番地1
岡崎市保健所 健康増進課成人保健係（岡崎げんき館2階）
電話：(0564) 23-6639（直通）
FAX：(0564) 23-5071

- ※ 地方公務員法上の服務に関する規定及び懲戒処分等の規定の適用がありません。
- ※ 勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。